

田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芸術文化及びスポーツ競技の全国大会等に出場する者及び団体を激励し、文化活動の振興及び競技力の向上を図るため、田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者激励金（以下「激励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次の各号に掲げる大会をいう。

- (1) 公益財団法人全国高等学校文化連盟が主催する全国大会
- (2) 文部科学省及び文化庁が主催又は後援する全国大会
- (3) 公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体又は準加盟団体が主催する全国大会
- (4) 公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する全国大会
- (5) 公益財団法人日本体育協会加盟競技団体が主催する全国大会
- (6) 国際競技大会
- (7) その他市長が、激励金の交付を適当と認める全国大会以上の大会

(激励金の交付)

第3条 市長は、次の各号に掲げる者又は団体に対し、激励金を交付する。

- (1) 市内に住所を有し、個人又は所属する団体で、全国大会等に出場する者
- (2) 市内に住所を有する団体で、出場者の過半数が市内に住所を有し、全国大会等に出場する団体

(適用除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、激励金を交付しない。

- (1) 市内又はこれに準ずる区域を越える規模の予選又は選考会を経ない場合
- (2) 田村市教育委員会の所管に係る補助金等交付要綱による補助金等の交付を受ける場合

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号に定める者 10,000円
- (2) 第3条第2号に定める者
 - ア 5人以下の場合 20,000円
 - イ 6人以上10人以下の場合 30,000円
 - ウ 11人以上の場合 50,000円

2 全国大会等のうち、同一の大会で個人競技及び団体競技の双方に出場する場合は、個人競技のみを対象とする。

3 外国で開催される国際競技大会に出場する場合は、激励金の額を増額して支給することができるものとし、その額は、市長が定める額とする。

(出場の届出)

第6条 全国大会等に出場する者又は団体は、全国大会等が開催される日の10日前までに田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場届出書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長に届けるものとする。

- (1) 予選又は選考会の経緯を記載した書類

(2) 全国大会等の開催要綱等大会の内容が記載された書類

(3) 全国大会等の参加申込の写し及び選手等の氏名、住所を記載した書類

2 届出は、第3条第1号の場合は本人が、同条第2号の場合は団体の代表者が行うものとする。
ただし、本人が未成年者である場合は、保護者又は団体の責任者が届け出るものとする。

(交付)

第7条 市長は、前条の届出があったときは速やかにその内容を審査し、この要綱に適合すると認めるときは、激励金を交付する。

(返還)

第8条 激励金の交付を受けた者又は団体が、全国大会等の出場を取り消された場合又は自ら取りやめた場合には、既に交付した激励金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者激励金交付要綱の廃止)

2 田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者激励金交付要綱（平成21年田村市教育委員会告示第2号）は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行日の前日までに、田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者激励金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第7条関係）

田村市文化・スポーツ競技全国大会等出場者届出書

年 月 日

田村市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

印

下記のとおり届け出ます。

記

氏名、チーム名、 又はグループ名	(カガ)	人 数 (対象者)	人
生 年 月 日	(年 月 日生 学校 年生)		
大 会 名			
種 目			
期 日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
会 場			
全国大会等出場への経緯 大会名・期日・会場・成績等			

※予選、選考会の成績及び大会の要項を添付してください。

(選考基準が分かる書類)